

答申 行文第23号
平成24年6月20日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市情報公開審査会
会長 伊藤忠通

行政文書部分開示決定についての異議申立てについて(答申)

平成24年3月8日付け奈整都第71号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第23-3号】

都市計画室長の専決事項でどのような業務をしたか判る書類の開示請求に対する開示決定処分に対する異議申立てについて

(別紙)

答申:行文第 23 号

諮問:行文第23-3号

答 申

第1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった行政文書について、異議申立人の主張する秘匿された文書は存在しない。なお、実施機関が行った本件開示文書の開示手続きについては適正であったと認める。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年9月15日、奈良市長(以下「実施機関」という。)に対し、奈良市情報公開条例(平成19年市奈良市条例第45号。以下「条例」という。)第5条の規定により「都市計画室長の専決事項でどのような業務をしたか判る書類(平成22年度分)」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、異議申立人に対し、平成23年9月27日付け、奈整都第376号「大量請求に係る行政文書開示決定等期間延長通知書」により、決定に係る期間を延長したうえで、本件開示請求に該当する行政文書のうち、都市計画課が所管する書類(以下「本件行政文書」という。)について、奈整都第478号「行政文書部分開示決定通知書」により、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知し、平成24年1月25日に開示を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成24年2月3日付けで本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件行政文書のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項に係る許可決裁文書(以下「本件開示文書」という。)の内、秘匿されている文書の開示を求める異議申立てを行った。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関が開示した本件開示文書中、許可書の控え文書すべてに許可日の記載がなく、文書そのものが不完全であるため、本来許可した控え文書が秘匿又は許可した後に許可条件をわからないように当該控え文書を変更している疑いがある。
- (2) 許可書交付時に申請者が許可書を受領した事の判る書類が開示されていないため、許可書が交付されたことを証明できない。
- (3) 申請書に添付の委任状に、申請者等の押印が二つある書類が多く存在するが、押印を二つ求める根拠の説明が不十分である。

第4 実施機関の主張

実施機関が、意見書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件開示文書中、許可書控え文書には許可年月日が記載されていないものが多いが、少数ながら許可日の記載されたものも存在しており、不服申立人が言う「すべて記載されていない」は誤りである。
- (2) 本件開示文書の第一面には、起案日、決裁日、施行日及び文書番号の記載があり、また、許可書控え文書には契印が押印されている。確かに許可書控え文書に許可日の記載を失念しているとはいえ、本件開示文書以外に都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項に係る許可決裁文書は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人が提出した異議申立書、意見書及び異議申立人からの口頭意見陳述並びに実施機関が提出した意見書及び実施機関からの口頭意見陳述を基に、実施機関に対する事実調べを行った上で次のとおり判断した。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利(以下「行政文書開示請求権」という。)を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた市政を推進することを目的として制定されたものである。

したがって、実施機関は、請求された行政文書が存在する限り原則として開示するべきであり、存在するのに不存在を理由に請求者の行政文書開示請求権を徒に制約することは許されない。

よって、当審査会は、上記の趣旨に照らし、本件開示請求に対する本件処分が適切に行われた否かを判断することとする。

2 争点について

本件の争点は、実施機関が行った本件処分において、本件開示文書以外に秘匿された文書が存在するか否かである。

なお、異議申立人の主張のうち、以下のものについては、異議申立ての理由とはなりえないと判断し、本答申においては検討しない。

(1) 申請者が許可書を受領した事の判る書類について

実施機関では、受付簿により許可書の授受を管理しているが、当該受付簿については、本件開示請求の対象文書には当たらず、また、受付簿の開示がなかったことをもって秘匿された文書の存在を推定する理由とはならない。

(2) 申請書添付の委任状に委任者と受任者の押印がある根拠について

実施機関では、特に受任者の押印を求める指導は行っていないが、申請後に何らかの変更が生じ、書面に訂正の必要が生じた場合に、受任者が使用する訂正印をあらかじめ明らかにしておくことを目的に慣例化されている行為である。委任状に受任者の押印があることをもって秘匿された文書の存在を推定する理由とはならない。

3 本件開示文書の概要について

本件開示文書は、奈良市都市整備部都市計画室長の専決事項に属し、都市計画法第53条第1項に係る建築許可を取り扱うものである。その内容としては、申請者からの許可申請書(取り下げ申請を含む。)、委任状、各種図面及び申請者に交付する許可書(取り下げ願い書の受理書を含む。)の控え文書等により構成されている。本件開示文書には、許可書若しくは受理書の控え文書に当該施行日の記載がないものが多く、契印については、その押印箇所に一貫性が認められない状態が見られた。また、申請書に添付されている委任状には受任者の押印があるなど、法的に不明な部分も見られた。ただし、本件開示文書の第一面には、起案日、決裁日、施行日及び文書番号が、すべて記載されていた。

4 本件開示文書に関する事実確認について

実施機関は、本件開示文書に条例第7条第2号に該当する個人の情報が含まれているため、マスキングを施した写しによる開示手続きを行っていた。よって、当審査会では、秘匿された文書の存否を確認するため、実施機関に対して本件開示文書の原本の提示を求め調査した結果、当該文書が原本として現に存在することを確認した。

5 事実確認に基づく本件処分の適正性について

事実確認により、実施機関は、異議申立人からの本件開示請求を受け、条例に基づいて現に実施機関が保管している本件開示文書を適正に開示したと認めることができる。

6 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件開示文書中、許可書控え文書には当該施行日の記載がほとんどなく、また、契印についても、その押印箇所が不統一であった。本件異議申立てがなされた大きな要因は、文書の作成形態などに一貫性が欠如しているため、開示請求をする市民に対して不要な疑念を抱かせたことにあり、市の文書取扱規程に準拠した処理がなされていれば、このような疑義を持たれることもなかったと考えられる。よって、今後は各所管課において、文書取扱規程に則った処理が行われるよう注意喚起されるよう希望する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 3月 8日	実施機関から諮問を受けた。
平成24年 3月29日 平成24年 4月 3日	実施機関から意見書の提出を受けた。 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成24年 5月23日 (平成24年度第1回審査会)	・異議申立てについての概要説明を行った。 ・異議申立人及び実施機関から意見聴取を行った。 ・事案の審議を行った。
平成24年 6月 6日 (平成24年度第2回審査会)	事案の審議を行い、答申のとりまとめを行った。
平成24年 6月20日	実施機関に対して答申を行った。

●奈良市情報公開審査会委員(敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
伊 藤 忠 通	奈良県立大学学長	会 長
末 吉 洋 文	帝塚山大学准教授	
多 田 実	弁護士	職務代理者
藤 次 芳 枝	弁護士	
戸 城 杏 奈	弁護士	